

日本泌尿器科学会 会員各位

日頃より日本泌尿器科学会の運営にご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

転移性がんの用語につきまして「がんが原発巣から他の部位へ転移している病態」を表す用語として、「転移性」〇〇がんではなく、「転移を有する」〇〇がんという用語を使用することを推奨します。

「転移性〇〇がん」といった病名をつけた場合、「他の部位に原発したがんが〇〇に転移したもの」および「転移を有する〇〇原発のがん」のどちらの解釈も成立するため、保険審査現場でしばしば混乱が生じております。

例えば、「転移性腎がん」という病名は、ICD-10では「他の部位に原発したがんが腎臓に転移したもの」を指し、転移部位ごとのコードが使用されています。

一方、学会発表や論文上では、「転移性腎がん」は「転移を有する腎原発のがん」の意味で日常的に使用されており、英語でも「metastatic renal cell carcinoma」が慣用的に使用されている現状があります。この捻れが保険審査の現場で混乱を惹き起こす原因となっています。

このような混乱および不必要的返戻を避けるため、領域リンパ節転移、遠隔リンパ節転移、遠隔臓器転移、軟部組織への転移などをより広く包含する「転移を有する」という用語を使用することを日本泌尿器科学会として推奨します。普及を促進するため、普段から「転移を有する」を使用することにご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、領域リンパ節転移のみの場合と明確に区別する必要がある場合には「遠隔転移を有する」を用いることもご考慮ください。

日本泌尿器科学会

理事長 久米春喜

泌尿器科腫瘍部会長 三宅秀明

用語委員長 神波大己

保険委員長 木村高弘